



文部科学省

次世代オープンイノベーション事業 公募説明会

令和8年6月16日(火)

文部科学省 科学技術・学術政策局
産業連携・地域振興課 産業連携推進室

1. 本事業の背景と主旨

2. 公募内容の説明

- (1) 応募について
- (2) 応募要件
- (3) 申請方法
- (4) スケジュール等

3. 審査について

4. 質疑応答

1. 本事業の背景と主旨

2. 公募内容の説明

- (1) 応募について
- (2) 応募要件
- (3) 申請方法
- (4) スケジュール等

3. 審査について

4. 質疑応答

スタートアップによる成長・雇用の牽引

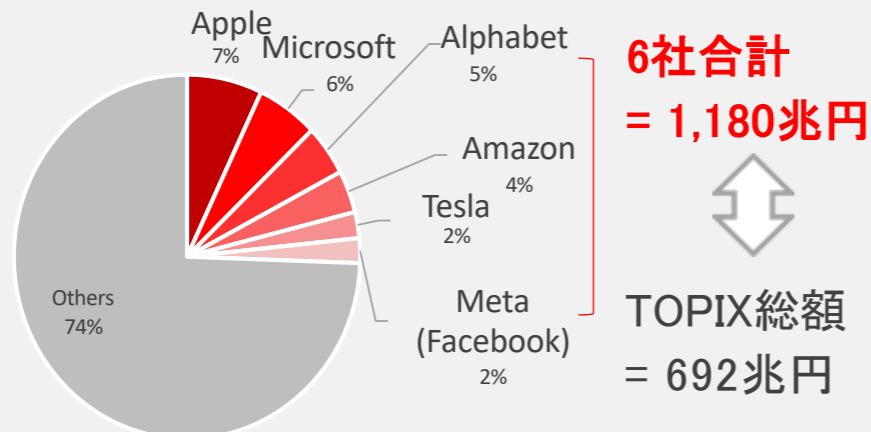
世界では、DX分野／ディープテック分野の
スタートアップがイノベーションを先導し、経済成長・雇用創出を牽引

イノベーションを牽引



米国株式市場は”Tech Giants”が牽引

S&P500における上位6社の時価総額



※ \$1=¥115として計算。2022年1月31日時点の値。S&P Global, Statista, 日本取引所グループより。

高成長スタートアップが新規雇用を創出

米国の新規雇用創出に占める高成長スタートアップ割合



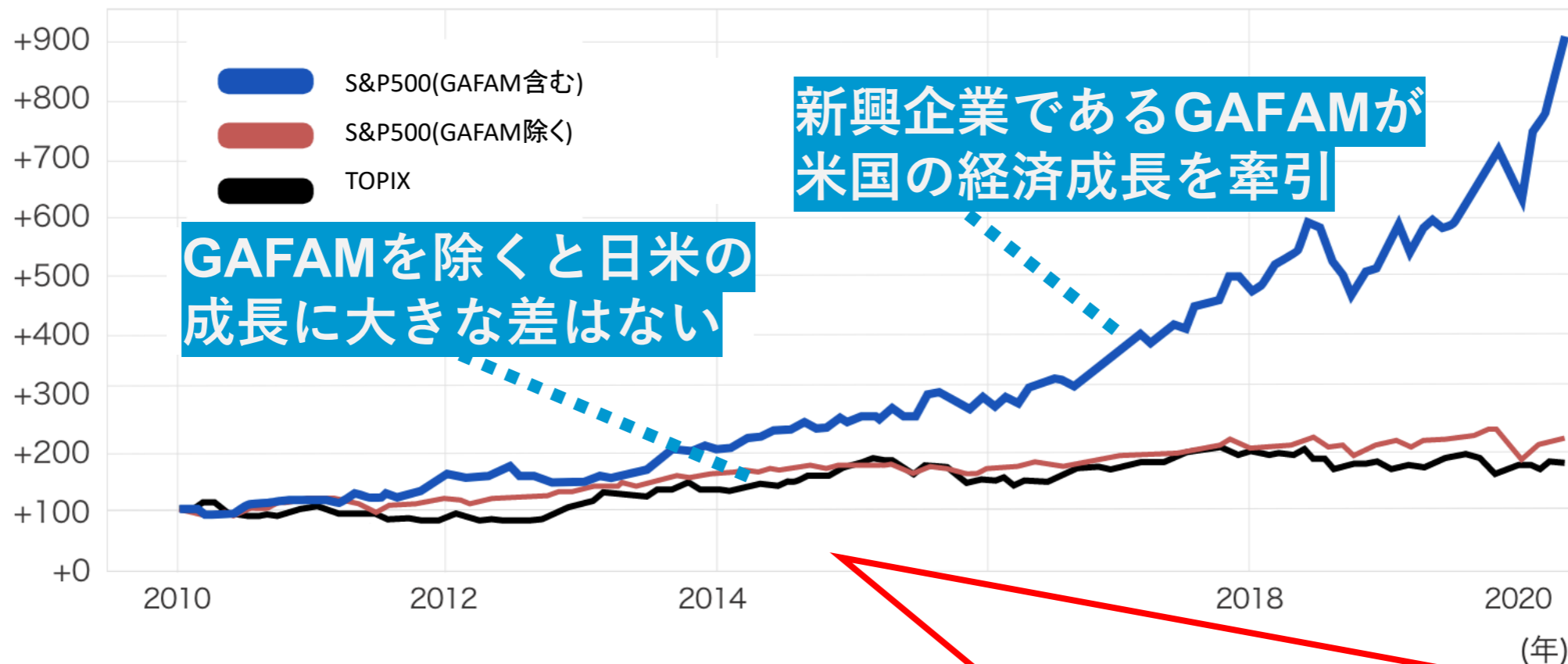
米国での年間290万人の新規雇用を創出
(1980-2010の年平均)

※ National Venture Capital Association “Yearbook 2021”より。

経済成長（日米比較）

日本（TOPIX）と米国（S&P）における直近10年間の株式市場の パフォーマンスの推移*

(騰落率,%)



スタートアップは経済成長のドライバーとなる存在

出所: S&P500指数、GAFAM時価総額推移、日経平均株価指数データをもとにオコスモ作成

*1: 2010年1月の各終値を100とおいた場合の騰落率。休場日は前営業日の終値をプロットしている

スタートアップ育成5か年計画（2022年11月、「新しい資本主義実現会議」決定）

概要

スタートアップを、「社会課題を成長のエンジンに展開して、持続可能な経済社会を実現する、まさに『新しい資本主義』の考え方を体現するもの」と位置づけ、**2022年をスタートアップ創出元年**とし、スタートアップの起業加速と、既存大企業によるオープンイノベーションの推進を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出することを目指し、官民によるスタートアップ育成策の全体像を取りまとめたもの。

主要事項

- 第一の柱：スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築
- 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化
- 第三の柱：オープンイノベーションの推進

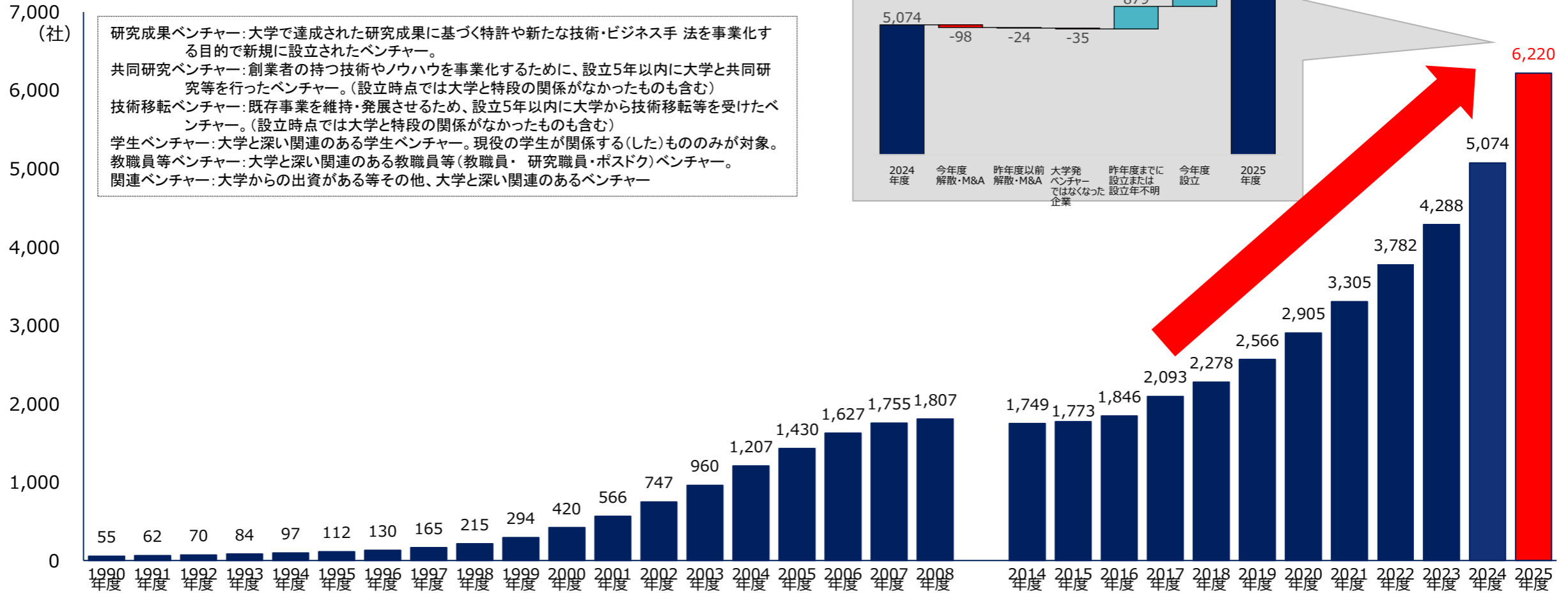
対応事項

- 令和4年度第2次補正予算による基金の設置・拡充、そのほか支援策の実施
- スタートアップへの投資の5年10倍増の積み上げへの貢献（**基金事業及びアントレプレナーシップ教育を通じた大学発スタートアップ創出の促進**）
- 5か年計画ロードマップの達成（未踏事業の横展開、**基金事業による5年間で5,000件以上の大学発研究成果の事業化支援、高校生等への起業家教育を2027年度までに1万人へ展開**）

大学発スタートアップにおける現状認識

- 大学発ベンチャー(スタートアップ)数は、2024年度調査から1,146社増加し、**6,220社**。
- 2014年度以降、企業数は**毎年増加傾向にあり、企業数及び増加数は過去最多**。

大学発ベンチャー数の年度推移



※本調査は、2025年10月末日現在で設立されている大学発ベンチャーをカウント対象にした。

※解散等は、2024年度同様、原則として法人番号を用い、登記終了の把握及び、大学発ベンチャー設立状況調査と実態に関する調査による回答をもって解散と扱った。

※新規設立は、アンケート回答で設立年の情報が得られたベンチャー企業の内、設立年が2024年11月1日～2025年10月31日である企業として算出した。

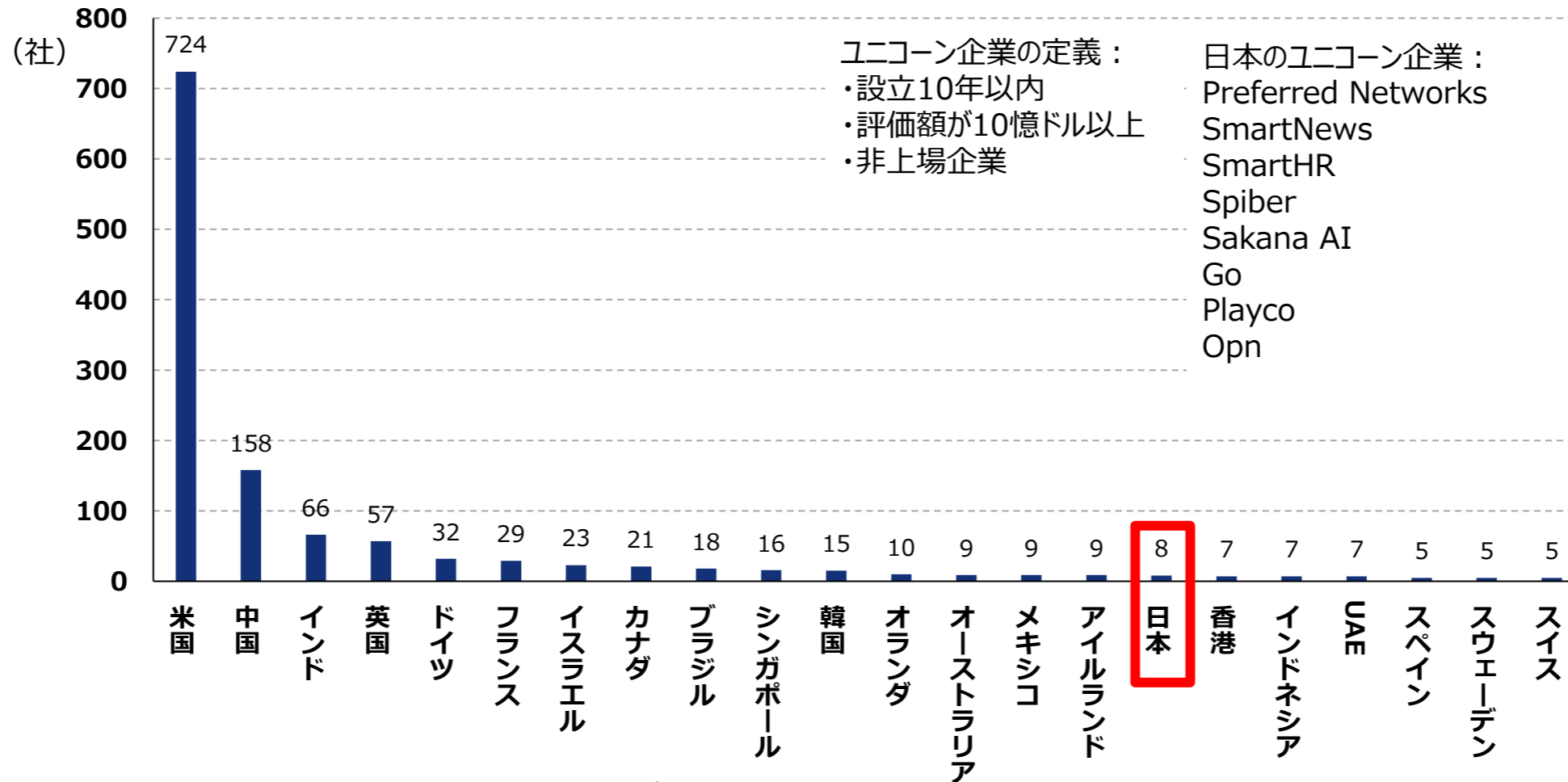
※大学発ベンチャーではなくなった企業は、関連大学すべてから「関連がなくなった」と回答された企業。

(出典) 経済産業省「令和7年度大学発ベンチャー実態等調査」

大学発スタートアップにおける現状認識

➤ **ユニコーン企業数は、米国724社（第1位）、中国158社（第2位）、日本は8社（世界16位）**であり、経済規模を踏まえると高くはない。

【国別ユニコーン企業数】



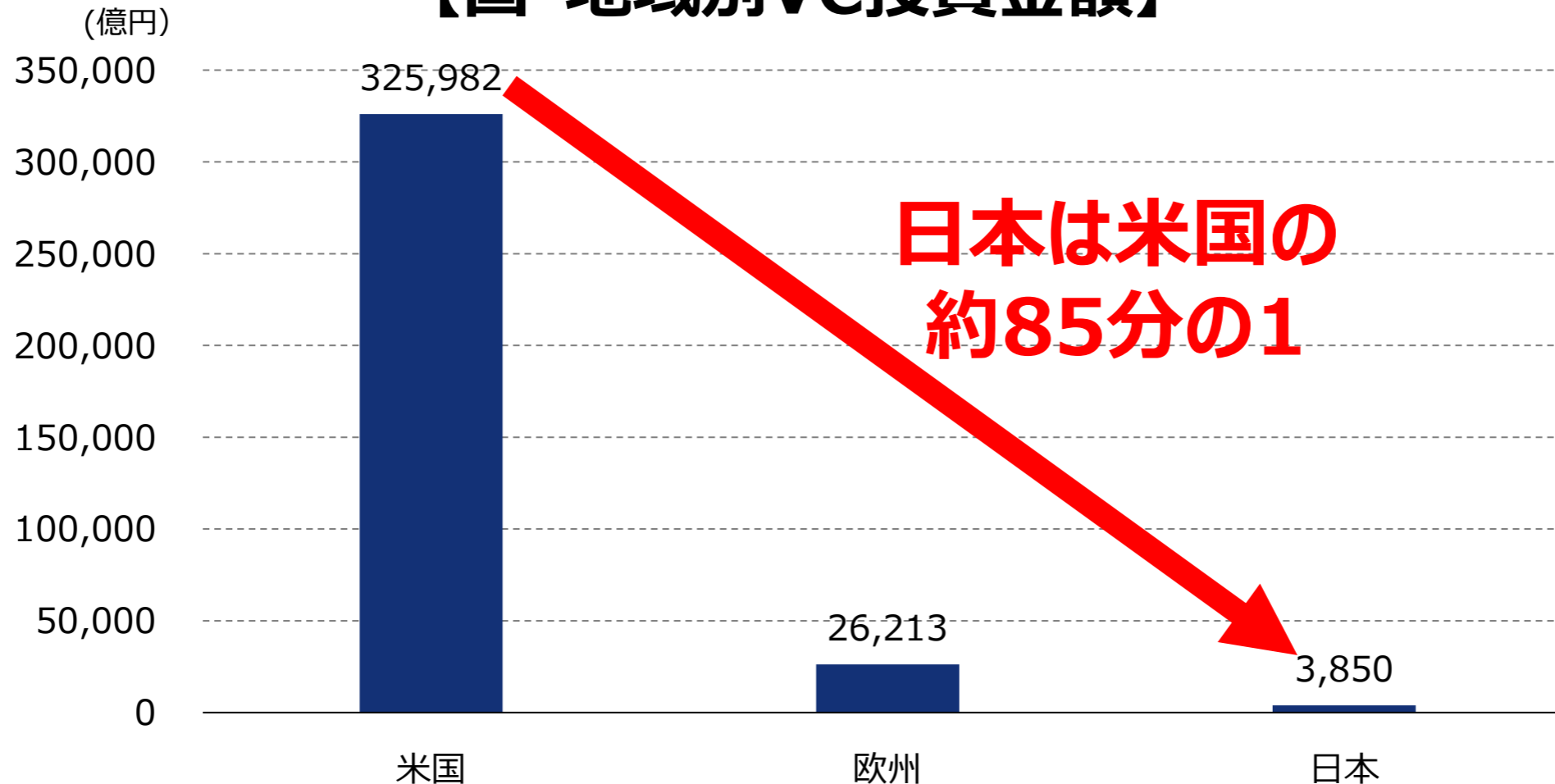
資料：CB INSIGHTS（2025年10月）データより引用

大学発スタートアップに関する現状認識

- スタートアップへの投資額は**米国32.6兆円、欧州2.6兆円**
- **日本の投資額は0.4兆円と、米国の約85分の1**

※GDP比1 : 7→日本 : 4.1兆USD (609兆円、名目、2024年度)、米国 : 29.2兆USD (2024年推計、名目、IMF)

【国・地域別VC投資金額】








資料 : ベンチャー白書2025 (一般 財団法人ベンチャープライズセンター) を基に文部科学省にて作成

大学発スタートアップの現状と課題

① 創業後の成長の伸び悩み

- ✓ 大学発スタートアップを含む国内トップユニコーン企業の評価額は海外と比べ小さい。
- ✓ 大学発スタートアップ数は、過去最大まで増加しているものの、成長の伸び悩みが課題。
- ✓ 今後はグローバル市場を見据えた創業だけでなく、創業後の「成長」に向けた支援も課題。

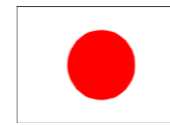
企業名 	評価額 (10億\$)		企業名 	評価額 (10億\$)
Sakana AI	2.64	⇔	OpenAI	840
Preferred Networks (東大発)	2.00		ByteDance 	480
SmartNews	2.00		SpaceX 	400
SmartHR	1.60		Anthropic 	380

ユニコーン企業（上位）の国内外比較

出典：CB Insights「The Complete List Of Unicorn Companies」
(2026年3月時点)

② スタートアップ投資の不足

- ✓ 大学発スタートアップ（大学等の研究成果のライセンス対象）の年間創出数は米国の1/10まで増加。
- ✓ 一方、スタートアップ投資は米国の1/30と資金調達に課題。
- ✓ 国内スタートアップはM&AによるEXITが少なく、大企業の資金を成長に十分に活用できていない。



大学発スタートアップ創出数

約**100社**/年

スタートアップ投資額

約**0.9兆円**

M&A 約**56%**

IPO 約**44%**



大学発スタートアップ創出数

約**1000社**/年

スタートアップ投資額

約**24兆円**

M&A 約**95%**

IPO 約**5%**

出典：UNITT「大学技術移転サーベイ2023」、株式会社ユーザベース「Japan Startup Finance 2024」、「ベンチャー白書2024」に基づき文部科学省作成

日本成長戦略会議 スタートアップ政策推進分科会

日本成長戦略会議（第2回、令和7年12月24日開催）資料より抜粋



日本成長戦略会議 スタートアップ政策推進分科会

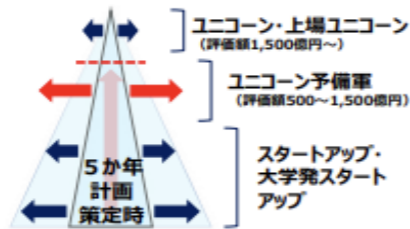
スタートアップ総力創出パッケージ ～イノベーションを生み出す、育てる、実装する～ (概要)

- ①スタートアップのスケールアップ、②ディープテック・スタートアップの支援、③地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成の3本柱を通じて、「スタートアップ育成5か年計画」の強化に取り組む

現状と課題

国内スタートアップ数 将来の目標：10万社

国内ユニコーン数 将来の目標：100社



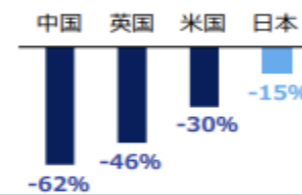
	2021年	現在
ユニコーン	6	8
上場ユニコーン	18	33
ユニコーン予備軍	12	31
スタートアップ	約16,100	約25,000
大学発スタートアップ	3,305	5,074

*2023年度(2024年度への見込み)の約57%は集計外

国内資金調達額 2027年度の目標：10兆円規模

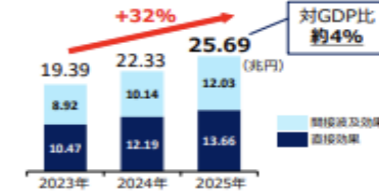
2021年：8,876億円 → 2025年：7,613億円 (速報値)

海外主要国が2021年比で大きく減少する中、相対的に減少幅は小さい。



スタートアップによる創出GDPの推移

25.69兆円のGDPを創出し、日本の名目GDP対比では約4%



施策のパッケージ

国内外の資金・人材・技術がダイナミックに循環するスケールアップを加速するエコシステムを構築する

17の戦略分野をはじめ日本の強固な科学技術基盤を活かし技術革新や成長投資の先導的な担い手として強力に後押しする

柱① スタートアップのスケールアップ

- (1) 内外からの成長資金供給の拡大 (※1 国内VC等に対して、公正価値評価の導入や、投資戦略・実績などの運用状況の開示を求める)
- グロースファイナンスの強化に向けて、DBJやJIC等からの資金供給を強化する。
 - 機関投資家からのVCファンド含むオルタナティブ投資の拡大に向けて、GPIFや大学基金等による投資環境整備^{※1}の促進、分析体制の強化や「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事 (VCRHs)」のフォローアップ及び見直しを行う。
 - 東証グロース市場の新基準^{※2}の適用開始に向けた上場企業の成長サポート、独禁法による議決権保有制限の見直しなどの規制改革を進めるとともに、誰もが自分らしく挑戦できるエコシステムに向けて、ハラスメント窓口の設置や女性起業家のエンパワーメントなどの環境整備を進める。 (※2 上場維持基準を「上場10年経過後から、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後から、時価総額100億円以上」に変更し、2030年から適用開始：2025年12月改正)
- (2) 出口の多様化
- M&A市場の活性化に向けて、「M&Aガイド」の策定やオープンイノベーション税制の更なる活用を促す。会計上の「のれんの非償却の導入及び償却費計上区分の変更」について検討プロセスが加速されるよう、フォローする。
 - センタリー取引の活性化に向けて、特定投資家（プロ投資家）の要件緩和等を行う。
- (3) 世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化
- 国内の有望なスタートアップの海外市場進出を推進すべく、JBICによる金融・ビジネス両面の支援や在外公館による支援を充実させるとともに、起業初期段階から海外展開を志向するスタートアップ (born global) 育成に向けてJ-StarX事業を強化する。
 - 政府系ファンドから海外VCファンドへのLP出資拡大や「Global Startup EXPO」の開催を通して、優れた海外VCからの投資拡大を図る。

柱② ディープテック・スタートアップの支援

- (1) 政府・大企業による調達の強化
- 初期需要創出のため、SBIR制度を抜本強化し、本格調達につながるアンカーテナンシー型の試験導入をはじめ新たな枠組みを創設する。また、民間の調達ニーズにつながるため、既存の大規模技術実証支援についても見直し・拡充する。加えて、スタートアップが政府調達に参入しやすくするための契約指針等を策定する。
 - 防衛分野のデュアルユース・スタートアップエコシステムの形成に向けて、部隊と企業が一体となってフィードバックサイクルを回し装備化につなげる「アジャイル型調達」や、複数企業と同時に契約し競争させるディフェンステックSBIR制度の導入など「ファストパス調達」を推進する。
 - 大企業とスタートアップの連携強化のための実証事業を促進する。
- (2) 優れた技術の事業化
- 優れた技術シーズに基づく大学発スタートアップの創出に向けて、海外展開も見据えたディープテック・スタートアップの事業化支援や、事業化人材の確保、海外VCとの連携、資金供給強化を図る。
 - AIや創薬、フュージョンエネルギーなど17の戦略分野に特化した支援を充実・実施する。
- (3) 経営力の強化と伴走支援体制の充実 (※3 大学の外部から能動的にシーズ発掘を行う、起業支援・知財戦略・事業戦略等の専門家人材から構成される支援チーム)
- スタートアップと経営人材のマッチングを強化し、大企業からの人材の流動化を促進する。
 - アカデミア等に対し、イグニッションチーム^{※3}による有望な技術の探索・発掘と事業化までの伴走支援を行う。
 - 競争優位性を実現するビジネスモデルとそれに連動した知財戦略の構築を支援する。

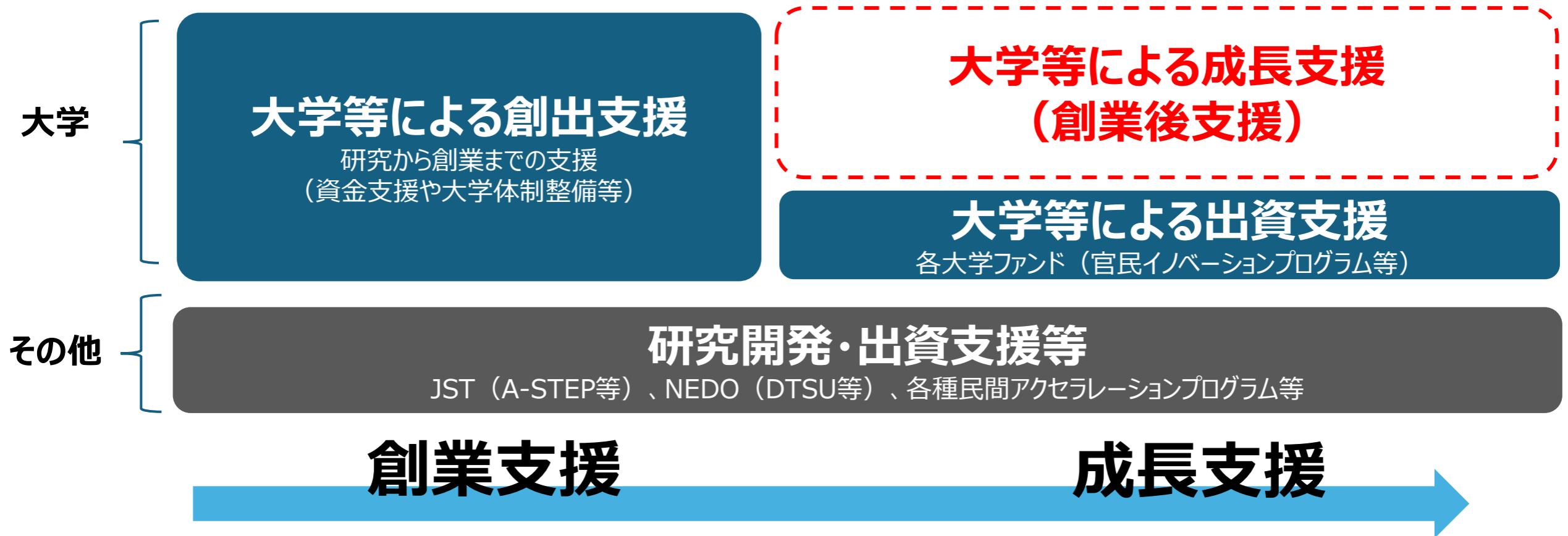
柱③ 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

地域において創出されたスタートアップの成長および社会実装を促進し、地域における持続的な価値創出と産業基盤の転換を実現する地域エコシステムへと発展させる

- (1) 次世代を担う起業家の育成 (※4 新規事業の立ち上げ等に際し、ターゲット顧客に対して、「仮説→インタビュー→仮説更新」を繰り返すプロセスのこと)
- アントプレナーシップ教育を一層充実させる。事業構想を持つ研究者・学生にカスタマーディスカバリー^{※4}を含む市場調査支援や起業経験者によるメンタリング等の支援の充実を図る。
- (2) 地域におけるスタートアップの更なる創出に向けた支援
- 高専発スタートアップ支援の加速化、産官学金の連携による地域資源・資金を活用した新規事業の支援制度の拡充、必要な手続の集約による創業時の手続負担の軽減を行う。
- (3) 社会課題解決を牽引するスタートアップの実証・調達 (※5 優れた製品・サービスを持つスタートアップ等との随意契約を例外的に可能とする制度)
- 全国各地で先端技術の社会実装を後押しするため、「4号随契」^{※5}に関する実態調査と優良事例の横展開をはじめ自治体によるスタートアップ調達の強化に向けた取組を行う。
- (4) 地域における多様なプレイヤーの連携
- エコシステム拠点都市におけるハンスオン支援や、地域未来戦略との連携を強化する(産業クラスター計画における「重点支援企業」を国の各種施策においても優先採択)。

大学によるスタートアップ成長支援の必要性

- ✓ 大学等によるスタートアップ創出支援体制は抜本的に強化。今後、大学発スタートアップの更なる増加が見込まれる。
- ✓ 今後は、スタートアップ創出後の成長がカギであり、現在手薄となっている大学等による成長支援（創業後支援）の在り方を検討する必要。
- ✓ 成長支援により、大学の役割である研究成果の社会実装（市場への普及含む）の推進や、イクイティやライセンスフィーの獲得等による大学の財務基盤強化にも繋がる可能性あり。



本事業の狙い

- スタートアップと事業会社の協業によるオープンイノベーションを通じて、スタートアップと事業会社の双方の成長を目指す大学等を支援する。スタートアップの成長を通じて、大学等に**資金・人材・新たな知が還流**されることを目指す。
- 補助事業が終了する5年後の目標として**事業ブランドの確立**を掲げる。ここでの「ブランド」とは、事業会社や金融機関、自治体などのスタートアップに関係する**各ステークホルダー**や、スタートアップの経営者人材・支援人材、資金等を惹き付ける求心力を指す。
- 本事業は、**全組織的かつ持続的な取組**とする。また、実施体制の構築にあたっては**プロジェクトリーダー**を配置し、プロジェクトリーダーが**様々なステークホルダーを巻き込んでダイナミックに活動することが望まれる。**

(参考) 次世代型オープンイノベーションのモデル形成事業

※昨年度実施した「次世代型オープンイノベーションのモデル形成事業」の結果等は、文部科学省のホームページ上で公開されております。適宜ご参考ください。

◆ ホームページURL

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_03163.html

◆ 主な掲載項目

- 次世代型オープンイノベーション懇談会の議事要旨（計4回）
- 令和7年度事業の公募結果
- 令和7年度の成果報告書

1. 本事業の背景と主旨

2. 公募内容の説明

- (1) 応募について
- (2) 応募要件
- (3) 申請方法
- (4) スケジュール等

3. 審査について

4. 質疑応答

(1) 応募について

本事業では、スタートアップと事業会社の協業によるオープンイノベーションを通じて、双方の成長を目指す大学等を支援する。スタートアップに関わるステークホルダーから自律的・継続的に連携を求められる事業ブランドの確立を通じて、大学等に資金・人材・新たな知が還流されることを目指す。

◆補助交付額

1 採択件数あたり年間4千9百万を上限（標準額として4千2百円を想定）

◆支援予定期間

最長5年間（支援開始3年目に中間評価を実施）

※支援予定期間は各年度の予算措置の状況等により、変更になる場合がある

◆採択予定件数

3件予定

(2) 応募要件：① 応募対象

公募は、代表機関（1機関）による提案とし、必要に応じて連携機関（複数機関可）を含めた提案も可能とする。

◆ 代表機関

➤ 以下のいずれかの機関が代表機関として申請可能

① **国公立大学**（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）である大学）

② **大学共同利用機関**

③ **国公立大学又は大学共同利用機関の設置者が100%出資する完全子会社(出資会社)**

※国公立大学又は大学共同利用機関の設置者も代表機関としての提案が可能。

➤ 出資会社が代表機関となる場合には、親法人である国立大学法人等が連携機関として参画することが必須

◆ 連携機関

連携機関は、本事業に代表機関の下に参画し、スタートアップの成長支援を代表機関と連携して実施する機関とする。大学等や出資会社であることは問わず、スタートアップや事業会社等も連携機関として参画することが可能。

➤ 連携機関に対する本事業の予算の配分は任意

➤ 連携機関に予算を配分する場合、ガバナンスに十分配慮し、資金配分は代表機関から見て真に必要と認められる範囲に限定

(2) 応募要件：② 事業ブランド

本事業は、スタートアップの成長支援を通じて、ステークホルダー（VCを含む金融機関、スタートアップ、事業会社等）の多様なニーズに即した価値提供を行うことで、大学等によるスタートアップ成長支援に対する認知および理解を深化させ、結果として、ステークホルダーから自律的・継続的に連携を求められる事業ブランドの確立を目的とする。このため、補助事業の終了後を見据え、各ステークホルダーの認知・理解をどのような状態へと変化させることを目指すのか、また、その変化を通じて最終的に大学等に対し、どのような具体的な行動を誘発したいのかについて提案を行うこと。

- 提案書には、ステークホルダーの認知・理解をどのように変容させ、彼らのどのような行動を誘発したいのか、想定するステークホルダー毎に記載すること
- 想定する主なステークホルダーは、「金融機関（VC含む）」、「スタートアップ」、「事業会社」であるが、上記以外のステークホルダーについて記載することも可能。

例) ステークホルダーが事業会社のケース

① 認知・理解・評価

共同研究のみならず、出資・事業化・販路提供まで一体的に推進できる次世代オープンイノベーション拠点として認識される状態。

② 行動

大学発スタートアップの成長に寄与するために、CVC出資、ジョイントベンチャー設立、販路提供を含む事業連携を誘発する。

(2) 応募要件：③ 重点支援対象のスタートアップの選定

特定のスタートアップの重点支援によりフラッグシップとなる成功事例を創出するとの観点から、**重点支援先のスタートアップを選定し、申請書の中にその選定理由（成長が望める理由等）を明記**すること。なお、**本事業において支援する対象は、自大学等の研究成果を活用するスタートアップ**とする（申請機関が出資会社の場合は、親法人である国立大学法人等の研究成果を活用するスタートアップとする）。

- 重点支援先スタートアップの**選定数や成長ステージに制限はなし**
- 重点支援先スタートアップを提案時点では決定せず、**支援期間中に決定・追加する計画の場合、提案書の中で選定期間や選定方法、件数等を記載**すること
- 計画に記載のない重点支援先スタートアップを支援期間中に新たに追加・変更する場合(支援期間中の計画変更)、その都度、文部科学省に相談すること

(2) 応募要件：④ 成長支援機能

表1「成長支援機能」に示す各小項目はすべて必須項目とする。さらに、成長支援機能のうち、特に重点的に実施する取組を提案内容に含めること。重点的に実施する取組は、原則表1に示す小項目から選定すること。ただし、表1に記載のない独自の成長支援機能を重点的に実施する取組として提案することは可能とする。提案においては、重点支援先スタートアップに対する各成長支援の内容をそれぞれ具体的に示すこと。

- **重点的に実施する取組の選定数**については、提案内容に応じて設定することとし、**特段の制限はなし**
- 重点的に実施する取組を**独自の成長支援機能のみ**とすることは可能だが、**表1の各小項目は提案に含めること**
- 本申請内容に係る他の取組がある場合は、**本事業との関係性や相違点がわかるように記載すること**

表1 成長支援機能の項目

成長支援機能（大項目）	成長支援機能（小項目）
(1) オープンイノベーション	(1) - 1 事業会社との連携・協業
	(1) - 2 トップダウンによるマッチングアレンジ
(2) 経営支援	(2) - 1 グローバル展開支援
	(2) - 2 ディープテック経営支援
	(2) - 3 資金調達支援
	(2) - 4 人的ネットワークの活用
	(2) - 5 自治体とのマッチング
(3) 技術支援	(3) - 1 技術協力
	(3) - 2 共同研究
	(3) - 3 施設・設備の貸与（利便性の向上）

(参考) 成長支援機能の取組内容の例

成長支援機能（大項目）	成長支援機能（小項目）	取組内容の例
(1) オープンイノベーション	(1) - 1 事業会社との連携・協業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スタートアップや事業会社が有する強みや課題を把握し、単なる下請関係では無く、両者がwin-winとなる協業関係を築くための支援を行う等 ✓ スタートアップと事業会社の文化・スピード感の違いを理解した上で、両者の考え方の乖離を埋め、両者に共通目標を設定する等 ✓ 産学連携部門や、共同研究先とのネットワーク等の学内資源も最大限に活用して取組を進める等
	(1) - 2 トップダウンによるマッチングアレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学執行部（役員等）が事業会社とのマッチングに関与する等 ✓ 大型の包括連携協定等の「組織」対「組織」の関係性を活用し、事業会社等の経営層とのマッチングをアレンジする等
(2) 経営支援	(2) - 1 グローバル展開支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外の展示会やアクセラレーションプログラムへの派遣に留まらず、海外マーケット開拓や海外展開を見据えたチームアップ等の先進的かつ効果的なグローバル展開支援を行う等 ✓ 研究・教育の観点（海外大学とのMOU、留学生の受入等）も含め、大学が有するグローバルネットワークも最大限に活用する等
	(2) - 2 ディープテック経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学発スタートアップの起業に携わった経験を有する者（起業家・投資家等）による経営支援を行う等 ✓ 知財・法務・会計等の専門家による経営相談を行う等 ✓ アルumni等を活用した人的ネットワークの構築・活用により経営支援を行う等
	(2) - 3 資金調達支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ VC/CVC、メガバンク、地方銀行等の金融機関とスタートアップのマッチングを支援する等 ✓ スタートアップの資本政策の最適化を目的として、エクイティに限らずデットやベンチャーデットの活用も視野に入れて取組を進める等 ✓ 公的資金の獲得を支援する等
	(2) - 4 人的ネットワークの活用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 産学連携部門や共同研究先とのネットワーク等による国内外の事業会社のビジネス人材や技術人材、研究者・卒業生等の学内資源も最大限に活用して、スタートアップの人材支援を行う等
	(2) - 5 自治体とのマッチング	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体が有する実証実験の場の提供や、自治体による公共調達を目的に、スタートアップと自治体のマッチングを支援する等 ✓ 大学と連携協定等を締結している自治体とのネットワークも最大限に活用して取組を進める等
(3) 技術支援	(3) - 1 技術協力	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の知的財産の提供や異分野共創等を通じて、スタートアップが有する技術の価値向上を目指す等
	(3) - 2 共同研究	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の中立性を活かした、スタートアップ・事業会社・大学による三者の共同研究開発体制の組成や、事業会社との協業に繋げることを目標としたスタートアップ・大学の共同研究の支援を実施する等
	(3) - 3 施設・設備の貸与（利便性の向上）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学が保有する研究施設やインキュベーション施設、先進的な研究設備等を、対価を優遇してスタートアップへ貸与する等 ✓ 産学連携部門が保有する施設・設備に留まらず、全学的な支援体制を構築する等

(2) 応募要件：⑤ 実施体制

実施体制の構築にあたっては、以下の①～③に留意すること

- ① プロジェクトリーダーを代表機関に1人配置すること（兼務可）
- ② プロジェクトリーダーが統括してマネジメントできる体制であること
- ③ 各機関が担う分野・役割が、それぞれの強み・特色に照らして適切なものとなっていること

プロジェクトリーダーに求められる資質等は以下のとおり。

なお、プロジェクトリーダーは、**情熱やリーダーシップ、固定観念にとらわれず客観的に物事を捉える資質**に加えて、**スタートアップの起業経験または支援経験等を有し**、様々なステークホルダーを巻き込んでダイナミックに活動することが望まれる。また、**代表機関の長はプロジェクトリーダーに権限を付与してバックアップし、リーダーシップを委ねることが望まれる**。また、組織内外における連携・協力の獲得にあたっては、代表機関の長がオーナーシップを発揮して組織的な支援を行うことが望まれる。

(2) 応募要件：⑥ その他

◆ 経費の範囲

補助対象となる経費は、設備備品費・人件費・事業実施費である。それぞれの費目詳細は、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領」（平成22年2月1日科学技術・学術政策局長 研究振興局長 決定。以下、「取扱要領」という。）を確認すること。

また、**補助金の額の確定は、代表機関及び予算配分を受ける連携機関の全てにおいて行う**ことになる。詳細は取扱要領を参照すること。

◆ 申請主体の学内等資源の活用

本事業の事業遂行においては、代表機関及び連携機関は学内等資源を活用することを前提としている。学内等資源は、補助事業の遂行を補完する人件費や物件費等とする。

支援期間終了後は、支援期間中に構築した自大学等のブランドと学内等資源を活用し、スタートアップの成長支援をより活発に継続していくことが望まれる。

- 提案書には、支援期間のみならず、**支援終了後3年間のスケジュール及び資金計画を記載すること**

◆ 関連施策との関係

申請機関が属する大学が国際卓越研究大学に認定されている場合、又は本事業の補助期間中に実施機関が属する大学が国際卓越研究大学に新たに認定される場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本事業の取組で重複が生じないように支援する。具体的には、**重複する部分については本事業からの補助は行わず、重複しない部分についてのみ本事業から支援することとする。**

(3) 申請方法

◆ 申請の単位

本事業の代表機関としての申請は1機関につき1申請までとする。

◆ 申請者

申請者は、大学等の理事以上とする。また、出資会社の場合は、代表取締役とする。

◆ 申請内容

申請内容には以下の①～④を示すこと。様式は文部科学省のホームページからダウンロードし、様式に記載の注意事項をよく確認しながら作成すること。

- ① スタートアップ成長支援を通じたブランド戦略
- ② スケジュール
- ③ 実施体制
- ④ 予算計画

◆ 申請方法

件名を「(代表機関名) 次世代オープンイノベーション事業公募申請書類」とした上で、指定のURLから提出すること。

◆ 提出用URLリンク

<https://forms.cloud.microsoft/r/78hK9kBZxr>

(4) スケジュール等

◆提出期限

令和8年7月8日（水）17時

◆スケジュール

公募開始	令和8年6月 9日（火）
公募説明会(本日)	令和8年6月16日（木）16:00～17:00
公募締切	令和8年7月 8日（水）17:00
書面審査の結果通知	令和8年8月上旬（予定）
面接審査	令和8年8月31日（月）または9月1日（火）
審査結果発表	令和8年9月中旬（予定）
事業開始	令和8年10月1日（予定）

※書面審査の結果通知、審査結果発表、及び事業開始の日時についてはあくまで予定であり、今後変更になる可能性がある。

1. 本事業の背景と主旨

2. 公募内容の説明

- (1) 応募について
- (2) 応募要件
- (3) 申請方法
- (4) スケジュール等

3. 審査について

4. 質疑応答

有識者により構成される審査委員会を設置し、書面審査等を踏まえて採択候補を絞り込んだのち、面接審査（プロジェクトリーダーの人物評価を含む）により総合的な審査を行う。面接審査においては、必ず、プロジェクトリーダーの候補者が出席すること。

なお、最終的な採択候補に対しては、審査会での意見等を踏まえ、必要に応じて申請内容（プロジェクトリーダー等の人選を含む）の見直しを行っていただく場合がある。

- 申請者の面接審査会への出席はオンラインを想定
- 面接審査会へのプロジェクトリーダー以外の出席者については、代表機関が真に必要と判断したメンバーに限ること

審査は、本事業の審査委員会にて、以下の観点に基づき、各大学等の構想内容の具体性、有効性、実現可能性等を確認した上で総合的に行う。

① 事業ブランド戦略

- ・ スタートアップ・事業会社・金融機関等のステークホルダーから、スタートアップの成長を強力に推し進める場として認知・理解され、積極的に連携を求められるような事業ブランドの構築が期待できるか。
- ・ 教職員等の意識が、スタートアップの創出までではなく、スタートアップの成長を見据えた視点に切り替わる構想になっているか。

② スタートアップ成長支援機能

- ・ 重点的に実施する成長支援が特色や強みを生かした効果的なものになっているか。
- ・ スタートアップの急成長が見込まれる支援内容になっているか。
- ・ グローバルに勝てるスタートアップに育成できるか。
- ・ 必須項目すべての成長支援機能が盛り込まれているか。
- ・ 設定しているK P Iの項目及び数値は妥当か。
- ・ 重点支援先のスタートアップは適切か。

③ 実施体制

- ・ プロジェクトリーダーが事業推進に必要な資質、経験、熱意を備えているか。
- ・ プロジェクトリーダーに所属する機関から権限やコミットを十分に与えられているか。
- ・ 全体計画を推進するための実施・連携体制として十分なものとなっているか。代表機関が事業推進に適切な体制を構築できるか。

④ 制度・体制改革

- ・ 全組織的かつ持続的な取組になっているか。
- ・ 学内等制度をスタートアップのニーズに柔軟に対応できるものに変革または創設しているか。

⑤ 各年度の計画

- ・ 各年度の予算計画（5年間）は、学内等資源や外部資金の活用を含めて妥当か。
- ・ 申請経費は具体的かつ必要なものとなっているか。

1. 本事業の背景と主旨

2. 公募内容の説明

- (1) 応募について
- (2) 応募要件
- (3) 申請方法
- (4) スケジュール等

3. 審査について

4. 質疑応答

番号	質問	回答
1	公募要領と予算計画様式とで補助金交付額の上限の記載が異なる。4千9百万円と4千2百万円のどちらが正しいのか？	補助金交付額の上限は4千9百万円と認識いただければと存じます。ただし、弊省としては標準実施額を4千2百万円と想定しており、審査の過程で調整させていただく場合がございます。なお、予算計画様式の修正版は、後日ホームページにて掲載予定です。
2	代表機関を大学等の設置者として申請する場合、申請者の役職は理事以上が必須か？	本事業では、代表機関の長が、プロジェクトリーダーに適切な権限を付与するとともに、その取組をバックアップすることや、組織内外の連携に際しオーナーシップを発揮して組織的な支援を行うことなどを求めています。このため、通常、大学が申請主体となる場合には理事以上の方が適切であると考えられますが、これに限らず、上記実施体制・取組について責任を負う立場にある者を申請者とすることも可能です。